

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、CSOが実施する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、地域資源の魅力を更に磨き上げることで、地域住民の地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、より一層多くの人を惹きつける魅力ある佐賀県を実現するため、予算の範囲内において、さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付金については佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

CSとはCivil Society Organizations（市民社会組織）の略で、特定非営利活動法人、非政府組織、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体をいう。

(交付金の対象者及び対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、以下の全てに該当する事業で、審査会により選定されたものとする。

- (1) 県内の魅力ある地域資源を活用した自発の地域づくりの取組であって、既に一定の成果を上げているもの
- (2) 地域資源の魅力を地域の枠を超えて訴求するため、新たに実施するもの
- (3) 次年度以降の計画性を有するもの
- (4) 磨き上げにより、他の自発の地域づくりの取組のモデルとなる可能性を有するもの

2 交付金の対象者（以下「交付金事業者」という。）は、交付金事業を実施するCSとする。

3 交付金事業者又は交付金事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 交付金事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 交付金の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	区分の定義	補助率
ソフト事業費	交付金事業の実施に要する経費であって、ハード事業費以外のもの	10分の9以内 ただし、1団体あたり
ハード事業費	交付金事業のうち、ソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設整備又は備品のうち一品の取得価格が10万円以上のものの取得に係る経費	5,000千円を上限とする

2 次の各号に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- (1) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 交付金事業者の人件費、食糧費及び内部の者に対する謝金等
- (4) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (5) その他知事が不相当と認めるもの

(交付額の算定方法)

第4条 交付金の交付額は、対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第5条 事業を実施する者が交付金の交付決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることができない。ただし、事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない場合であり、かつ審査会により交付金事業として選定されている場合には、着手前に事前着手承認申請書を知事に提出し、承認を受けたうえで交付決定前に事業を実施することが出来る。

2 前項の規定により、知事に事前着手の承認を受けようとする場合の事前着手承認申請書は、様式第5号のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する交付金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、主たる事務所の所在する市町を經由して提出するものとする。

2 前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。)(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 前項の交付金交付申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(交付金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、交付金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規程に従うこと。

(2) 交付金事業について、交付金事業に要する経費の配分又は交付金事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、交付金の額に変更がなく、対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りではない。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 交付金事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(6) 交付金事業者が交付金事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付け商第1251号)の趣旨を尊重し、県内企業と契約するように努めること。

(7) 交付金事業により効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがあること。

(9) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(10) 交付金事業を実施する者は、交付金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(11) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(12) 交付金を他の用途に使用し、その他交付金事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(13) 交付金事業者又は交付金事業者の役員等が、第2条第3項又は第4項の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用する。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとし、市町を経由して提出するものとする。

(状況報告)

第8条 交付金事業者は、交付金事業の遂行状況に関し、知事が必要と認めて指示したときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとし、市町を経由して提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、交付金事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日(ただし、交付金の全額を概算払いで交付されたときは、翌年度の4月10日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(交付金の交付)

第10条 この交付金は、概算払で交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金等交付請求書は、様式第4-1号及び様式第4-2号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式及び様式一覧

様式第 1 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付申請書
様式第 2 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金変更承認申請書
様式第 3 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金実績報告書
様式第 4 - 1 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金概算払請求書
様式第 4 - 2 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金精算払請求書
様式第 5 号	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金事前着手承認申請書
別紙 1	事業計画書
別紙 2	翌年度以降の事業計画書
別紙 3	実績報告書

様式第 1 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（^{ふりがな}団体名）

（代表者職名・^{ふりがな}代表者氏名）

生年月日

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付申請書

（元号）〇〇年度において、下記のとおりさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交 付 申 請 額 金 ， 円

2 事 業 完 了 予 定 日 （元号） 年 月 日

【添付書類】

- ・ 別紙 1 事業計画書
- ・ 別紙 2 翌年度以降の事業計画書
- ・ 申請者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面（法人にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面）、ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、添付を省略可。

裏面の誓約を確認の上、 にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(様式第1号裏面)

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（団体名）

（代表者職名・代表者氏名）

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金変更承認申請書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定の通知があったさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金について、下記のとおり変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及びさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定額	金	,	円
変更後交付申請額	金	,	円
（差引変更増減額）	金	,	円

2 変更理由

3 事業完了予定日 (元号) 年 月 日

【添付書類】

・ 別紙1 事業計画書

1 増減のいずれかを「 」で囲むこと。

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（団体名）

（代表者職名・代表者氏名）

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金実績報告書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号（（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により変更交付決定）で交付決定の通知があったさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金の交付の対象となる事業が完了したので、佐賀県補助金等交付規則及びさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

【添付書類】

- ・ 別紙3 実績報告書
- ・ 事業費の内訳が分かる証拠書類の写し（見積書、納品書、請求書、領収書、契約書等）
- ・ 事業の実施状況が分かる写真や成果品など（イベントの様子、工事前後、購入した物品が分かるもの、制作したチラシや冊子等）
- ・ その他参考となる資料

番 号
年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（団体名）

（代表者職名・代表者氏名）

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金概算払請求書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定の通知があったさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金として、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 ， 円

（内訳）

交付決定額 金 ， 円

交付済額 金 ， 円

今回請求額 金 ， 円

残 額 金 ， 円

番 号
年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（団体名）

（代表者職名・代表者氏名）

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金精算払請求書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確定通知があったさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが自発のチャレンジモデル創出事業交付金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 ， 円

（内訳）

確定額 金 ， 円

交付済額 金 ， 円

今回請求額 金 ， 円

番 号
年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

（住 所）

（団体名）

（代表者職名・代表者氏名）

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金事前着手承認申請書

さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金事業の実施について、次の条件を了承の上、当方の責任のもと、交付決定の通知の前に当該事業に着手したいので、承認願います。

記

事業名	着工予定年月日	事前着手を必要とする理由
	(元号)〇年〇月〇日	
	(元号)〇年〇月〇日	

<条 件>

申請者の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は申請者の負担となること。
交付決定額が申請額に達しない場合においても異議はないこと。

別紙I(事業計画書)

団体名	
担当者氏名	
連絡先(TEL)	

※実施主体の概要、規約、活動内容等が分かる資料があれば添付してください。

1. これまで実施してきた事業の内容及び得られた成果

--

2. 交付金対象事業について

①目的
②事業名
③事業期間 年月日 ~ 年月日
④事業内容
⑤予想される成果・効果及び目標

※変更承認申請書に添付する場合は、変更箇所を下線を引く等により示すこと。

別紙I(事業計画書)

3. 収支計画

(単位:円)

	事業費項目	経費の種類 (ソフト・ハード)	事業費		
			金額	積算内訳	
支出	対象経費				
		(小計)①		0	
	対象外経費				
(小計)②			0		
総事業費(①+②)			0		
収入	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金		0		
	実施団体負担金、積立金等		0		
	その他収入()				
	収入合計		0		
収支			0		

※必要に応じ、行を追加すること。

※さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金の額は、対象経費の合計額(①)の10分の9以内で千円未満切り捨てとすること。

※変更承認申請書に添付する場合、変更箇所を下線を引く等により示すこと。また、積算内訳欄に変更内容及び変更理由を記載すること。

別紙2(翌年度以降の事業計画書)

事業年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
事業内容				
収支計画	事業に要する経費			
	(経費内訳)			
	収入			
	(収入内訳)			
	収支差額			
予想される効果・成果				
備考				

※ 欄が足りなくなる場合は、適宜行の高さを変更し記載すること。

※ 1事業につき1シート作成すること。

別紙3(実績報告書)

団体名	
担当者氏名	
連絡先(TEL)	

1. 事業の実績について

①目的
②事業名
③事業期間 年月日 ~ 年月日
④事業内容
⑤事業の効果・成果及び目標の達成状況

別紙3(実績報告書)

2. 収支決算

(単位:円)

	事業費項目	経費の種類 (ソフト・ハード)	事業費			備考	
			計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)		
支出	対象経費				0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
		(小計)①		0	0	0	
	対象外経費					0	
						0	
						0	
						0	
						0	
		(小計)②		0	0	0	
	総事業費(①+②)		0	0	0		
収入	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金		0	0	0		
	実施団体負担金、積立金等		0	0	0		
	その他収入()						
	収入合計		0	0	0		
	収支		0	0	0		

※必要に応じ、行を追加すること。

※さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金の額は、対象経費の合計額(①)の10分の9以内で千円未満切り捨てとすること。

別紙3 (実績報告書)

3. 事業スケジュール

事業項目 時期				
備考				

※ 欄が足りなくなる場合は、適宜行の高さを変更し記載すること。
 ※ 1事業につき1シート作成すること。